

27 鹿児島市との意見交換会

I. 入札制度について

1、指名基準について

- ①指名業者選定においては、一定の基準に基づいて行われていると思いますが、そのような基準があれば公表をお願いします。

(回答)

契約課によりますと、「指名競争入札参加者の選定基準については、市政情報コーナーや本市のホームページで公表している。」とのことでございました。

2、最低制限価格の設定について

- ①最低制限価格の導入について、どのように考えておられるのかお聞かせください。
なお、現在鹿児島県の最低制限価格設定に対しての会員アンケートでは、最低制限価格を引き上げていただきたいとの要望が大多数でした。

(回答)

契約課によりますと、「建設コンサルタント業務において、不当な低価格入札によるダンピング受注等を防止し、業務成果品の品質低下を防ぐ目的から、最低制限価格制度を平成27年4月より導入したところである。今後の見直し等については、国・県や他都市の動向を注視し、必要があれば検討する。」とのことでございました。

3、その他

- ①入札制度に関する変更を検討される際は、業界の意見を聴取して頂きますようお願いいたします。
なお、会員へのアンケートでは、総合評価方式の導入には反対との意見が大多数でした。

(回答)

契約課によりますと、「入札契約制度の見直しにあたっては、これまで関係団体からの意見もお聞きしながら検討を行っており、今後も同様に対応していきたいと考えている。
総合評価落札方式については、現在のところ導入予定はない。」とのことでございました。

Ⅱ. 契約約款の運用について

1. 契約約款の運用について

①適切な工期の設定をお願いします。

業務対象地域の環境により、条件の変化が見られた際の各種調整及び工期の取扱いについて柔軟性をもった対応をお願いします。また、現場調査の日程を発注者から指示される場合がありますが、準備期間が考慮されていないことがあります。調査には検査機器等の準備が必要なので、準備期間を考慮した日程の指示をお願いします。

(回答)

これまで業務内容等を勘案し、業務遂行に無理のない日数を履行期間（工期）とし、受注後に条件等の変化が見られた場合等は、履行期間（工期）を延長するなど適切に対応しており、今後も同様に対応してまいりたいと考えております。

なお、準備期間については、あらかじめ、調査職員と十分な協議を行っていただくようお願いいたします。

②委託業務における数量変更について、契約変更に応じていただけないことがあります。

受注側としては、業務の性質上、設計変更は多分に生じるものと考えていますが、発注側では設計変更について、どのようにお考えかお聞かせください。

(回答)

設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された履行条件が実際と一致しない場合、業務の履行条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等については、協議のうえ、適切な対応が必要であると考えておりますので、条件変更等が想定される場合は、あらかじめ、調査職員にご報告いただき、十分な協議を行っていただくようお願いいたします。

③受発注者間で打ち合せの上での作業遂行中に、発注者側の考えが変り作業内容が変更

され、手戻りが生じるケースがあります。そのような場合、サービスでの業務遂行にならないよう、金額や工期の変更契約を行っていただくようお願いいたします。

(回答)

これまで業務委託の内容に変更が生じた場合には協議を行い、必要に応じて設計変更により費用を計上するなどの対応を図っており、今後におきましても、設計変更や履行期間（工期）の延長など、適切に対応するよう指導してまいります。

なお、不適切なものがある場合には、具体的に申し入れをしていただきたいと思いますと考えております。

④業務完了後に、工事対応等により発生する工区割りや、工区割りの変更に伴う図面修正及び数量再計算については、随契又は新たに修正設計として発注するなど、適正な手続きをお願いします。平成22年3月に文書にて指導されていることと存じますが、改善されておられません。

(回答)

成果品受領後の修正については、受注者の責に帰する瑕疵の修正以外は、安易な依頼を避けるとともに、止むを得ず再検討によって新たな業務が生じる場合には、修正設計として別途発注するなどの対応を図っております。

今後におきましても、さらに適切な対応を図るよう指導してまいりますので、不適切なものがある場合には、具体的に申し入れをしていただきたいと思いますと考えております。

2、積算について

①閲覧設計書の内容が不明確なため、積算が困難な場合があります。正確な積算ができるよう、閲覧設計書の内容を詳細に分り易く記載していただきますようお願いいたします。また、設計内訳書が発注部署や担当者によって内容に差があり、内訳書のみの設計書もあれば、詳しく代価表まで添付されているものもあります。内訳書については詳細な代価表の添付をお願いします。

(回答)

建設局（建築部を除く）が発注する測量設計業務委託の見積用閲覧書については、平成27年7月から、積算条件を記載した施工内訳書（代価表）を添付することとし、業務内容の明確化に努めております。

なお、不明な点等があれば、質疑応答書によりお問い合わせいただきたいと思いますと考えております。

②住居表示業務やBOX調査業務については、積算価格と実勢価格が大幅に乖離しております。実態に合った予定価格の設定をお願いします。

(回答)

BOX調査業務については日本下水道協会等による歩掛を参考とし、住居表示業務については見積額を参考として積算しており、今後もさらに適正な積算に努めてまいりたいと考えております。

Ⅲ. その他

1、用地測量の委託について

①用地測量は、公共測量に係る作業規定に定められた測量で、基本測量の成果や公共測量成果を用いて行う測量として測量法に規定されています。用地測量は道路拡張などに必要な土地買収計画を立案するための行政資料を作成する業務で、国土交通省に登録された測量業者のみが行うことができるとされています。

つきまして、用地測量は測量業登録を行っている当協会員への発注をお願いします。

(回答)

用地取得業務については、分筆等の登記が前提となっており、全筆測量など登記に関する手続きが厳格化されていることを受けて、地権者の調査や立会いの調整など多岐にわたり、複雑になっております。

本市でも、過去に用地測量を設計業務と一体的に発注した経過はありますが、用地取得までに期間を要することや地積測量図など登記に必要な書類が作成されなかった事例などを踏まえて、現時点では、公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託しておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2、業務評定点および業務表彰について

①品質の向上・技術者の育成のため、業務評定点の通知および業務表彰の実施を要望します。鹿児島県土木部においては昨年度より表彰制度を導入されています。

(回答)

工事検査課によりますと、「業務評定点の受注者への通知については、対象業務や実施時期も含めて検討中である。また、測量設計業務の表彰についても、今後検討していく。」とのことでした。

Ⅳ. 市からの要望

- ・ 指示待ちではなく積極的に業務に望んで下さい。(新技術、新工法の提案をしてほしい)
- ・ 必ず現場を確認して業務を遂行して下さい。